

〈論文〉

# インドネシアにおける異宗婚をめぐる状況 —リベラル派イスラムと保守派イスラムの対立—

大形里美\*

## 要旨

インドネシアにおいて、1980年代に異宗婚(ムスリム〔イスラム教徒〕と非ムスリムの婚姻)を禁止するファトワーが出され、現状 異宗婚が不可能になっていることについて、異宗婚を禁止するファトワーが出されるに至った当時の社会的背景とファトワーに書かれた異宗婚禁止の理由を考察した。また人権擁護の観点から、異宗婚を認めるべきだと主張するリベラル派イスラム勢力による近年の議論と婚姻法改革をめぐる動向を分析した。かつて「1974年婚姻法」が成立するまで、そしてその後2000年頃までは婚姻法のあり方をめぐってイスラム派勢力と世俗派勢力が対立する構図が存在していたが、それ以降は、リベラル派イスラム勢力と世俗派勢力が共闘して保守派イスラム勢力と対峙する構図へと変化している。

**キーワード：**イスラム、異宗婚(異教徒間の婚姻)、婚姻法改革、リベラル派イスラム、保守派イスラム

---

\* おおがたさとみ、九州国際大学現代ビジネス学部、ohgata@cb.kiu.ac.jp

## はじめに

イスラム法では、宗教が異なる者同士の婚姻について必ずしも禁じてはいない。一般的には、クルアーンの規定に従って、ムスリム女性はムスリム男性以外とは結婚できないが、ムスリム男性はムスリム女性の他、啓典の民（同じ一神教徒であるユダヤ教徒とキリスト教徒）の女性と結婚することができるというのが定説である<sup>1</sup>。ちなみに同じ東南アジアの国で人口の13%がマレー系（マレー系のほとんどはイスラム教徒）であるシンガポールでは、現在でも非ムスリムが改宗せずにムスリムと結婚することが法律上認められている<sup>2</sup>。そしてインドネシアにおいても1980年代半ば頃までは、ムスリム男性と非ムスリム女性の婚姻だけでなく、ムスリム女性と非ムスリム男性の婚姻も含む異宗婚が認められていた。しかしその後、「1974年婚姻法」によって婚姻は宗教に基づくことが定められ、さらに1980年、インドネシア・ウラマー評議会（Majlis Ulama Indonesia = MUI。以下MUIとする）が異宗婚をハラムとするファトワーを出したことで、異宗婚は次第に難しくなっていった。1980年代後半以降、異宗婚は原則不可能となり、現在もしインドネシアで宗教が異なるカップルが結婚する場合には、どちらかが結婚相手の宗教に改宗しなければ、法律上結婚が認められない状況になっている。

現在、異宗婚を人権擁護の観点から認めるべきだと主張するリベラル派イスラム学者らは、ムスリムに適用されている現行の婚姻法が抱える諸問題を解決するための婚姻法改革を目指している。2004年には、リベラル派イスラム学者らが中心となり、異宗婚を認めることも含めた婚姻改革法案を策定する動きもあったが、保守派イスラム勢力から強い非難を浴びて法案は審議されることなくお蔵入りとなってしまった。また近年、異宗婚を禁止する婚姻法の規定は、国が憲法で保障する人権を侵害しており違憲だとする訴えが起こされたが、憲法裁判所はこの訴えを退けている。

本稿では、インドネシアにおいてどのような経緯で異宗婚が禁止されるに

至ったのか、また現在異宗婚が認められるようにすべきと主張しているリベラル派イスラム学者らと、それに反対する立場の保守派イスラム学者らの考え方の相違がどこにあるのかをまず明らかにする。その上で、異宗婚を認めるべきとするリベラル派イスラム勢力と保守派イスラム勢力の対立が同国の婚姻法改革をめぐる対立の構図にもたらした変化を考察する。

## 1 異宗婚をめぐる動向

### (1) 異宗婚が原則不可能になるまでの過程

1974年婚姻法の制定により異宗婚が困難に

1974年婚姻法は、当初提出された法案においては、婚姻は世俗法に基づいて合法となると定めるとされていた。しかし、世俗的な婚姻登録の手続きを、宗教に基づく婚姻手続きよりも上位に置くことはできないとするイスラム勢力からの強い反対があり、最終的に、婚姻は宗教に基づいて行われなければならないと定められるに至った。そしてこの1974年婚姻法の制定が、インドネシアのその後のイスラム司法制度の在り方を方向付けることとなった。

1974年婚姻法の成立過程を振り返るならば、法案審議の過程において世俗派勢力とイスラム派勢力の間に激しい対立があり、非常に困難な状況の中で法案が国会を通過したことがわかる<sup>3</sup>。1973年9月の時点では、世俗派は、もし婚姻が宗教に基づかなければならないとするならば、宗教が強制され45年憲法第29条が保障する「宗教と信仰の自由」が侵されると主張した。それに対してイスラム派は、唯一神の信仰が建国五原則の第一原則であり、宗教法に基づく結婚は当然であると主張した。そして、婚約制度、待婚期間、年齢制限、養子制度、離婚規定、夫と妻の権利・義務など多岐にわたる項目について両者の意見はことごとく対立していた。

そこで、1973年9月20日には国会議長が各会派の長を集めて話し合いを行い、さらに同月25-26日には最高裁の12人の判事候補も交えて話し合いが行

われた。そしてその後、12月7日から各会派から代表を選出し、「婚姻法案策定会議」を開催したものの、10日かかっても合意に至ったのは、ようやく第1条のみで、第2条の内容、すなわち世俗法に基づいて婚姻を届出ることによって合法とするか、宗教法に基づくとするかをめぐって両者が激しく対立し、話し合いは暗礁に乗り上げていた。そこで政府は1973年12月20日、各界を調整して練り上げた案と差し替え、審議での変更を文言の修正のみに限るとして、わずか1日で67条全てについて強引に賛成を取り付け同法案を成立させた。

以上のように、1974年婚姻法制定に際しては、世俗派とイスラム派の激しい攻防があり、当初政府が準備していた法案には世俗派の意見が色濃く反映されていたが、イスラム勢力による激しい抗議によって最終的にイスラム派の意向に合う形で調整が図られた経緯がある。

異宗婚に関しては、1973年9月27日、ムクティ・アリ宗教大臣が、「異宗婚を勧めている訳ではないが、人権を守る観点から法の規定によって禁止されない」と明言していたが、最終的に、婚姻は宗教法に基づくと変更されたことで、異宗婚はできないことになってしまった。もっとも実際には、1974年婚姻法が施行されて以後も、民事登録所に届け出ることによって、10年間くらいは異宗婚もまだ可能であったが、その後、MUIから異宗婚をハラムとするファトワーが出されたことで行政による締め付けが厳しくなり、1980年代後半以降、非常に困難になった。その結果、インドネシアにおいては、現在、海外で結婚した後に国内で届け出をするなどの特別な方法を取らない限り、異宗婚は不可能になっている。

#### 異宗婚をハラムとするファトワー

インドネシアにおいて、異宗婚はかつてはごく普通に行われていたものであった。しかし、1980年代に入り状況が変化し始めた。1980年6月1日にMUIが異宗婚をハラムとするファトワー<sup>4</sup>を出したことが始まりであった。しかし、インドネシアにおいて、ファトワーは法的拘束力をもたないため、イス

ラム教徒たちはあまり気にかけることなく、1980年代半ばまで異宗婚は珍しいものではなかった。1985年4月から1986年7月の16ヶ月の間にジャカルタの民事登録所には239件の異宗婚の届出がなされたとされ、うち112件がムスリム男性と非イスラム教徒の女性の婚姻、127件がムスリム女性と非イスラム教徒の男性の婚姻だったとされている。そしてこうした状況にイスラム学者らは危機感を感じ、行政に対して規制するよう要請した。1986年7月、MUIのジャカルタ支部はジャカルタ州知事に対し異宗婚の届け出を受け付けないようにしてほしいという要望書を送っている<sup>5</sup>。またジャカルタ州知事自身も、それと前後して1986年5月31日に、すでにジャカルタの民事登録所に同様の内容の書簡を送っていたという。

さらにその後、1989年には国内最大の近代派イスラム組織であるムハマディヤーのタルジ協議会(法的判断を下す機能を持つ組織傘下の会議体)も異宗婚をハラムとする内容の決定を下している。

ちなみにクルアーンにおいては、ムスリム男性は啓典の民の女性であれば非ムスリムの女性とも婚姻が可能とする章句もある。しかしインドネシアでは、1970年代に入って異宗婚を完全に禁止する思想が生まれ、1980年代に異宗婚を禁止するファトワーが出された。その理由と社会的背景については後述する。

宗教裁判法の制定と『イスラム法集成(KHI = Kompilasi Hukum Islam)』の公刊によって異宗婚が原則不可能に

1989年には宗教裁判法(UU Peradilan Agama)が成立し、それまで地方裁判所の監督下に置かれていた宗教裁判所が、国立裁判所、国立行政裁判所と同格となった。ちなみにそれまでイスラム宗教裁判所は、地方裁判所からの令状なしには判決の執行が行えず、離婚によって生じる諸問題(子どもの親権・養育費、共有財産の扱い、相続問題など)について取り扱う権限を持たなかった。しかしこの宗教裁判法の成立によって、宗教裁判所にもそれらの権限が付与された。そ

して県ごとにイスラム宗教裁判所が、州ごとに高等イスラム宗教裁判所が設置され、ムスリムは、家族法の分野においてイスラム法に従うことが義務付けられることとなった。

しかし宗教裁判法は成立したものの、当時は宗教裁判の判決内容にはまだ地域差がみられた。そこで、そうした地域差をなくすために、1991年『イスラム法集成』が公刊され、同時にそれを宗教裁判所が判決を下す際の指針にするようにとする大統領令が出された。そしてこの『イスラム法集成』の中に、MUIのファトワーと同様、異宗婚は認められないとする内容が盛り込まれていたため、それ以降、イスラム教徒が異教徒と結婚することが原則不可能となった。

『イスラム法集成』の編纂にあたっては、伝統派のイスラム学者が使用してきたシャフィイー学派（スンニ派の四大法学派の中でも保守的な学派として知られている）の法学書がベースとされたために、現代のインドネシア社会にそのまま適用するにはふさわしくない内容も多々あり、とりわけ一夫多妻婚や異宗婚の問題に関しては、当時、伝統派イスラム組織NU（エヌ・ウー、「ウラマーの覚醒」の意。1926年設立の国内最大のイスラム大衆団体）の会長であったグス・ドゥル（後のワヒド大統領）などもそれに対してダイナミックに対応するよう呼びかけていた。また、国内のフェミニスト活動家や近代派イスラム組織ムハマディヤー（「ムハンマドに従う人々」の意。1912年設立の国内第二のイスラム大衆団体）の関係者らの間でも、真剣な議論が行われたとされるが、最終的に『イスラム法集成』は、現代のインドネシア社会に適用するには人道主義的観点から差別的な内容を多く含むものとなり、見直しを図らなければならない点が多々残されていると国内のリベラル派イスラム学者らは捉えている。

## (2) リベラル派イスラム学者たちによる改革案

『宗教を横断するイスラム法学 (Fiqh Lintas Agama)』（2003年）の出版

2000年代に入ると、民主化時代を迎えたインドネシアでは、さまざまな意見を自由に主張できる政治状況が生まれた。そうした状況下、『イスラム法集

成』が包含する保守的な法規定の問題点について、リベラル派イスラム学者らが議論を開始した。

2003年10月には、リベラル派イスラム学者らが『宗教を横断するイスラム法学 (Fiqh Lintas Agama)』(パラマディナ寄進財団、アジア財団出版)を出版し<sup>6</sup>、同書の中で、異宗婚は認められるべきであり、異宗婚では相続権が認められないという法律は変更されるべきだと主張していたため、そうした主張が保守派イスラム学者らの神経を逆なでし、論争が巻き起こった。

そして翌2004年8月には、保守派イスラム学者らによる反論が『「宗教を横断するイスラム法学」に対する全面修正』というタイトルでアル・カウサル出版から出された。同書では、「『宗教を横断するイスラム法学』は方法論が一貫しておらず、イスラム学者を蔑ろにしている」、「データと分析が有効でない」、「嘘によって見解を強めている」など、リベラル派の主張を全面否定する内容となっている<sup>7</sup>。

『宗教を横断するイスラム法学』の中でリベラル派イスラム学者らが主張した内容について、保守派が問題視した主な点は以下の通りである<sup>8</sup>。

1. クルアーンを神聖な書物とせず、開かれたテキストとみなしている (※議論に対して開かれた、つまり「議論可能なテキスト」という意味。訳注)
2. 人道的な問題と抵触するクルアーンのテキストは使用されることができないと考えている
3. 正しいのはイスラムだけだと主張してはいけないとしている
4. 古典的なイスラム法学の書物は社会的状況と人道主義にもはやそぐわない、文脈的でなく排他的であるとみなしている
5. 古典的イスラム学者らの書物は非人道的で、異なる宗教信者間の緊張、暴力を生み出し、権力者の立場を強めるための利害を含んでいるとしている
6. 他の宗教の祝い事に出席し、祝いの言葉を述べ、異教徒とともに祈りを捧げることを勧めている

7. 異宗婚は認められているもので、異宗婚では相続権が認められないとする法律は変更されるべきと主張している
8. Ahlu Dzimmah (非ムスリム) と Jizyah (非ムスリムがムスリム国家に支払う人頭税) の概念は差別的で異教徒間の関係に危険な点となっていると述べている

異宗婚を許可する内容の『イスラム法集成—対抗法案 (CLD—KHI)』の公開

2004年10月4日には、『イスラム法集成—対抗法案 (CLD—KHI)』が公開された。これは、1991年に公刊され宗教裁判所において手引き書として使用されてきた既述の『イスラム法集成』がそのまま法律化される計画があることに危機感を抱いたりベラル派が、それに対抗してリベラルな内容にしてまとめた法案であった。同対抗法案は、国立イスラム大学教授のリベラル派イスラム学者で宗教省ジェンダー主流化班のリーダーを務めていたシティ・ムスタ・ムリアが中心となってまとめたもので、その内容は全体を通して革新的なもので、異宗婚についても認める内容が記載されていた<sup>9</sup>。

同対抗法案が公開されたことについて、インドネシアのイスラム学者の多数派をなす保守派イスラム学者らは、同対抗法案の思想がイスラム教義から逸脱した危険なものであるとして、同対抗法案をただちに撤回し、それについて議論しないようにすべきだと政府に迫った。政府はその要請を受け入れ、同対抗法案は正式な法案ではなかったとして、それに関する議論は以後禁止され、法案はお蔵入りとなった。そうした流れの中で翌2005年、MUIはリベラル派の思想(宗教的多元主義、自由主義、世俗主義)をハラムとする内容のファトワーを出した。

**(3) リベラル派イスラム派の思想をハラムとするファトワーとその後  
宗教的多元主義、自由主義、世俗主義をハラムとするファトワー (2005年)**

2005年7月28日、MUIは「宗教的多元主義、自由主義、世俗主義 (SEPILIS=sektularisme, pluralisme, liberalisme) をハラムとするファトワーを出した。以下は、

同ファトワーの主要部分の日本語訳である<sup>10</sup>。

「宗教的多元主義、自由主義、世俗主義に関する2005年第7号インドネシア・ウラマー評議会ファトワー」

一般規定

このファトワーにおいて意味するところは：

1. 宗教的多元主義とは、全ての宗教が同じであり、それぞれの宗教の正しさは相対的であると教える思想である。それ故、全ての宗教の信者は自分の宗教だけが正しく、他の宗教が間違っていると主張してはいけない。宗教的多元主義はまた全ての宗教の信者が天国に入り共に生きると教えるものである。
2. 宗教的多元性とは、特定の国や地域にさまざまな宗教の信者が隣り合わせに生活している現実をいう。
3. 宗教的自由主義とは、宗教的テキスト（クルアーンとハディース）を自由な考えを使って理解するものである。そして知性に適合する宗教教義のみを受け入れるものである。
4. 宗教的世俗主義とは、現世の事柄を宗教から切り離すことである。宗教はただ単に個人と神の関係のみを制御するためにのみ使われ、人間同士の事柄については社会的合意に基づいてのみ制御される。

法的規定

1. 上述のような宗教的な多元主義、世俗主義、自由主義は、イスラム教義と抵触するものである。
2. イスラム教徒は宗教的な多元主義、世俗主義、自由主義の思想に従うことはハラムである。
3. 信仰とイバダート（神への崇拜行為）において、イスラム教徒の信仰とイバダートを他の宗教の信仰とイバダートと混交させることはハラムであるという意味で、イスラム教徒は排他的な姿勢をもつことが義務である。

4. 他の宗教の信徒とともに生活するムスリム社会（宗教的多元性）のために、信仰とイバダート（神への崇拜行為）に拘らない社会的な問題において、ムスリムはお互いに損益を与えない限りにおいて、他の宗教の信者と社会的な付き合いを行うという意味で包括的姿勢をとる。

同ファトワーが出されたことによって、リベラル派イスラム思想は、インドネシア国内の信者たちから危険思想であると見なされることとなった<sup>11</sup>。当然のことながら、それによって異宗婚を認めるべきとするリベラル派の主張もかき消されていった。

#### 2010年に議論停止となった「婚姻分野における宗教裁判法案<sup>12</sup>」（通称「ニカ・シリ法案」）—異宗婚に関する規定なし

既述の通り、2004年に、リベラル派イスラム学者らが示した『イスラム法集成—対抗法案』は、保守派から強い非難を受け議論することが禁止されたが、それ以降も婚姻法改革の議論は続いている。とりわけ現代インドネシア・イスラム社会には、秘密裏に行われている違法な一夫多妻婚（通称にニカ・シリ<sup>13</sup>）をどのように取り締まるのか、という深刻な問題があり、2010年には違法な一夫多妻婚に対して罰金と罰則を科す内容の「婚姻分野における宗教裁判法案」（通称「ニカ・シリ法案」）が公開された。同法案は、一夫多妻婚をするにあたっては裁判所の許可が必要であると定め、秘密婚に対しては600万ルピア（日本円で約5万円）の罰金もしくは6ヶ月の禁固刑が科されることを明記していたため、結局罰則が厳しすぎるとして議論中止とされ廃案となった。

ちなみに、同法案には「混合婚」の章はあったものの、内容は外国人との婚姻についての記載のみで、異宗婚に関する規定はなかった。

#### 1974年婚姻法を違憲だと訴える裁判への憲法裁判所の判決（2015年6月）

インドネシア大学 法学部の学生とその卒業生らからなる4人が、異宗婚を

禁じる1974年婚姻法の内容が違憲だとして憲法裁判所に訴えていたが、憲法裁判所は2015年6月、これを退ける判決を下している。判決理由について裁判官は、宗教は共同体、個人の基盤、唯一神との関係の受け皿となっているため、国家は法的確実性を保障するとともに、合法的な家族の形成を守る役割を負っているからだとして述べている。

保守派イスラム勢力はこうした異宗婚を認めるようにとの訴えはリベラル派イスラム勢力による訴えであるとみなしている。元キリスト教宣教師で、現在イスラム共同体フォーラム (FUI) 会長のアブドゥル・ジャッファル宗教教師 (ustadz Abdul Jabbar) は、異宗婚についての訴えの本当の狙いは、リベラルな潮流、<sup>セピリス</sup>SEPILIS (世俗主義、多元主義、自由主義) を禁止する2005年のMUIのファトワーを撤廃させることにあると主張している<sup>14</sup>。そして2004年以降、にわかには表面化してきたリベラル派イスラム勢力と保守派イスラム勢力の間の思想的対立は、上述のリベラル派思想をハラムとするMUIのファトワーの存在もあり、現在に至るまで続いており、リベラル派に対する風当たりは未だ強い状況にある。

次章では、異宗婚の是非に関してリベラル派と保守派の間に思想的対立が生まれた時代的背景について若干考察しておきたい。

## 2 異宗婚をめぐる思想的対立とその背景

### 保守派イスラム VS. リベラル派イスラム

#### (1) 異宗婚を禁止するファトワーが出された背景<sup>15</sup>

##### 9. 30事件後の信者獲得競争

アト・ムザルの研究<sup>16</sup>によれば、MUIのファトワーは、イスラム教団体とキリスト教団体との間で信者数の競い合いが起きているという認識によってもたらされたものであった。インドネシアでは、独立以後、イスラム教育が学校教育の中で義務づけられるようになり、1951年には小学校4年以上の学年にお

いて週に二時間の宗教教育が開始された。そして1960年には一般の高等教育機関（大学）においても宗教教育が開始されるようになり、1967年以降は大学においても宗教教育の実施が義務化されるようになった<sup>17</sup>。

さらに、1965年の9.30事件（共産党クーデター未遂事件）以降は、共産主義が禁止され、無宗教は共産主義につながるとして、すべての国民に国が公認する宗教を信仰すること（唯一神信仰）が求められるようになった。そして1974年には、内務大臣決定によって、住民登録証の宗教欄にイスラム、キリスト教、カトリック、ヒンズー、仏教のいずれかを記入しなければならないことが定められた<sup>18</sup>。ちなみにこの時期にキリスト教徒が増加したことが指摘されているが、これはアバンガンと呼ばれる名目的なムスリムたちが、イスラム教ほど戒律が厳しくないキリスト教を選ぶケースが多かったからだとみられている。それについて政治的イスラム勢力は、1970-80年代にキリスト教布教運動が急速に進められたために、キリスト教徒の数がそこで大きく伸びたと認識している。

キリスト教の布教活動は、1960年代の終わりにますます活発になったが、当時ジャワ社会で「アバンガン<sup>19</sup>」と称されていた名目的なムスリムに対する布教活動について、キリスト教側とイスラム教側で捉え方が異なっていたことが背景となり、両者の間に対立が生まれた。改革派イスラム勢力は、アバンガンたちはすでに正式なイスラム教徒であり、「ビドア（逸脱行為）」（死者への弔い儀礼など、イスラム以前の時代から続くさまざまな慣習を改革派イスラムの思想では「ビドア」と呼ぶ）を取り除くことが必要なだけだと主張していた。一方、キリスト教徒のエリートたちは、アバンガンたちはまだイスラムを本当には受け入れてはいないと捉え、彼らは自分の精神性により合う宗教を探しているところであるから、キリスト教団体には彼らに対してキリスト教信仰を勧める権利があると主張した。そしてインドネシア国内のキリスト教団体は、キリスト教の布教活動のために海外から資金援助を受けることも多く、イスラム勢力からさらなる反感を招いていた。

1967年10月にはマカッサルでいくつかの教会が破壊され、アチェではメソ

ジスト教会の建設に反対して破壊行為が行われたりしたため、1967年11月には政府が宗教代表者を集めて、公認宗教の信者を改宗させるターゲットにしないとすの声明を出すことをキリスト教団体側へ提案した。しかし、キリスト教団体による布教活動は依然として続けられ、1969年にはジャカルタ郊外でプロテスタント教会が破壊される事件などが起きた。そうした最中、1969年7月にはムハマディヤーの幹部の一人が、キリスト教の布教活動に対する海外からの支援を禁止するよう政府に求め、同年、内務大臣から宗教施設を建設する際には許可が必要であるとする命令が出された。その後キリスト教の布教活動に対する制限が強化され、1979年には、宗教の布教に関する指針、およびインドネシア国内の宗教団体に対する海外からの支援について宗教大臣と内務大臣による共同決定書が出されている。

しかしキリスト教側 (MAWI = Majelis Agung Wali Gereja Indonesia インドネシア教会代表大協議会、Dewan Gereja Indonesia インドネシア教会評議会) は、特定の (公認) 宗教をすでに信奉している信者に対して布教活動をすることは認めないとすの内容の決定に対して不服を申し立て、ムスリムの居住地域に教会を建設し、とりわけ経済能力の低い地域での布教活動に力を入れるなど、その後もキリスト教側による布教活動は続けられていった。

そうした時代背景の下、キリスト教徒とムスリムの婚姻の結果ムスリムがキリスト教に改宗するケースが多く見られたため、ムスリムのエリートらはこれをキリスト教化の一形態であるとみなし危機感を抱いたのであった。そしてまさにこうした状況下にあった1980年、イスラム指導者らの要請を受けて異宗婚を禁止するファトワーがMUIから出されたのである。

## (2) クルアーンの神聖性に関するパラダイムの相違

リベラル派イスラム学者らは、異宗婚を個人の権利と考え、これを認めるべきであると考えているが、保守派イスラム学者らは、異宗婚を許すリベラル派イスラム勢力が掲げる宗教的多元主義の思想は、イスラム共同体の信仰を浅く

するもので、イスラム社会の内部からの崩壊を狙うものだと捉えている。リベラル派と保守派の意見の相違は、もはやクルアーンの章句の解釈の違いからくるものというよりは、クルアーンの章句の神聖性に関するパラダイムの違いから生まれているといえる。以下、この点について論じておきたい。

先に述べた通り、2014年9月半ば、異宗婚を認めない婚姻法は違憲であるとする訴えがインドネシア大学の法学部の学生と卒業生らによって起こされたが、最高裁はこの訴えを棄却した。当時このニュースに関する報道の中で、イスラム系の『パンジ・マシヤラカット』誌は、連日のように、保守派イスラム勢力の見解を取り上げ、リベラル派イスラム勢力を非難していた<sup>20</sup>。

例えば、イスラム共同体フォーラム (FUI) 会長の以下のような見解が紹介されている。「とりわけリベラル派の者たちは、宗教、人権の名の下に、ある種の自由を望んでいて、隙さえあれば憲法裁判所に訴えることを狙っている。これに対してイスラム共同体は警戒し、彼らの訴えを押さえ込まなければならない」、「リベラル派の者たちはイスラムそのものを壊滅させる行為を行っている。政府の機関であるMUIを攻撃している」といった見解である。

それに対して、2001年にベラル派イスラム・ネットワーク JIL (Jaringan Islam Liberal = リベラル派イスラム・ネットワーク) の創設者として知られるリベラル派イスラム知識人ウリル・アブサル・アブダッラ (Ulil Abshar Abdulla) は、民間テレビ (TV One) のトークショーに出演し、異宗婚はクルアーンの章句によって本来許されているものであり、イスラムの中にその根拠があるにもかかわらず、それを禁止するファトワーを出しているMUIこそ、リベラル派と呼ばれるグループよりももっと「リベラル」であると発言したという。

ちなみに、異宗婚が本来許されていると主張する際に根拠としてウリルが言及したクルアーンの章句は、クルアーン食卓章第5節で、内容は以下の通りである。

### 食卓章第5節

5. 今日 (清き) 良いものがあなたがたに許される。啓典を授けられた民の食べ物、あなたがたに合法であり、あなたがたの食べ物は、かれらにも合法である。また信者の貞節な女、あなたがた以前に、啓典を授けられた民の中の貞節な女も。もしあなたがたが (貞節な) 女に姦淫や密通をせずに、きちんと婚資を与え妻に迎えるならば許される。凡そ信仰を拒否する者は、その善行も虚しく、来世においては、失敗者の類である。

(※下線は筆者による)

このように食卓章第5節は、ムスリム男性と啓典の民であるユダヤ教、キリスト教の女性との婚姻を認める内容となっている。リベラル派イスラムを代表する存在として知られるウリルからのこの上述の主張に対して、保守派のベルナルド (Bernard) 宗教教師は、「ウリルは一つの法的根拠を見て、過ちを犯している。つまり、このウリルの解釈は字義的な解釈の能力におけるもので、解釈的な解釈を見ていない。ウリルが啓典の民の女性たちを娶ってよいとしている食卓章において、それはある一つの国がイスラム法をそこに樹立している時のことであった。ウリルの発言は非常に愚かである」と反論している。

やはり保守派の別の宗教教師ファフミ・サリム (Ustadz Fahmi Salim) は、以下のようにウリルの主張を論駁している<sup>21</sup>。食卓章は、最後に下された啓示である。つまり、啓典の民の女との結婚をハラールとしたことは、それ以前は完全にハラムとしていたことを特別に (tahksis) 扱ったものである。食卓章第5節の特殊なケース以外の結婚形態は、本来はやはりハラムであった。4つのモデルがあり、3つがハラムで、1つだけ許可されているからだ。その1つのモデル (啓典の民との結婚) には、条件がある。イスラム布教の利得があること、そして夫の信仰心が強く妻と子どもたちに対して夫が権力をもっているということだ。布教の利得とは、啓典の民とその家族に対して寛容性とイ

スラムの偉大さの例を示すということである。もしそれらの条件が満たされなければ、それは勧められてはいない。ブヤ・ハムカ (Buya Hamka) <sup>22</sup>も Tafsir Azhar (ブヤ・ハムカによってまとめられたクルアーン解釈の書籍) の中において以下の喩えを示している。「もし夫が強くなければ、魚釣りの道具が魚の下に入ってしまう」。つまり、条件付のハラールは、その条件が満たされるかどうかでハラールかハラムかが決まるということである。従ってその許可は、もし利得よりも弊害の方が大きいなら、ハラムとなる。MUIが異宗婚を完全にハラムとするファトワーを下したのはこのイジュティハード(※クルアーン・ハディースに対してキヤース(類推)を適用して法規範を決定する行為)と法学の中にこそ位置づけられなければならない。そうした重い条件があるため、ムスリム男性と啓典の民の女性との婚姻も含めて異宗婚を禁止したMUIのファトワーはイスラムの精神に適っているのだ、と彼は主張している。

ちなみに、食卓章第5節は特殊なケースで、それ以外の箇所では異宗婚がハラムとされていると彼が主張する際に根拠としているクルアーンの章句は以下の通りである。

### 雌牛章第221節

221. 多神教の女とは、かの女が信者になるまでは結婚してはならない。

仮令あなたがたが気に入っていても、多神教の女よりは信仰のある女奴隷が勝る。

また多神教の男が信者になるまでは、あなたがたの女子をかれらに嫁がせてはならない。仮令あなたがたの気に入っていても、多神教の男よりは信仰ある奴隷の方が勝っている。これらの者は、信者を業火に誘う。だがアッラーは寛容に罪を許され、楽園に呼び入れられる。また人びとに、かれの印を明示される。恐らくかれらは反省するであろう。

(※下線は筆者による)

### 試問される女(アル・ムンタヒナ) 章第10節

10. あなたがた信仰する者よ、婦人の信者が、あなたがたの許に逃げて来た時は、かの女らを試問しなさい。かの女らの信仰に就いては、アッラーが最もよく知っておられる。もしかの女らが信者であることがあなたがたに分ったならば、不信心者の許に帰してはならない。かの女は、かれら(不信心者)には合法(の妻)ではなく、またかれら(不信心者)も、かの女らにとっては合法(の夫)ではない。しかしかれら(不信心者)が(マハルとして)贈ったものは返してやれ。あなたがたが、かの女らにマハルを与えるならば、かの女を娶っても、あなたがたに罪はない。だが不信心な女との絆を、固持してはならない。あなたが(マハルとして)贈ったものの返還を(不信心者のかの女の夫から)求めてもよい。またかれら(不信心者)が贈ったものについては、その返還の要求を(あなたがたに対して求めさせればよい)。これはアッラーの御裁である。かれはあなたがたの間を(公正に)裁決なされる。本当にアッラーは全知にして英明であられる。

(※下線は筆者による)

しかしながら、ウリルはイスラム法学の古典にも造詣が深く、そうした古典における議論を知らない訳では決してない。ウリルらリベラル派イスラム学者らは、それらの議論も踏まえた上で、イスラムの伝統の中からリベラルな解釈のインスピレーションを得て、民族的にも宗教的にも多元的な現代インドネシア社会にふさわしいイスラム法学のあり方として異宗婚を認めるべきだと主張しているのである。やはり、両者の見解の違いは、クルアーンの章句の神聖性に関するパラダイムの違いから生み出されていると見るべきである。

保守派ウラマーがリベラル派の思想をどのように捉えているのかは、2005年の「宗教的多元主義、自由主義、世俗主義に関するファトワー」についての解説部分によく表されている。以下、MUIが出版しているファトワー集に付

記されている解説部分を、かなりの分量であるが、敢えてここにほぼ全文訳出し、保守派イスラム学者らがどのような認識の下にリベラル派の思想をハラムとしたのかを確認しておきたい。

### 宗教的多元主義、自由主義、世俗主義に関するファトワの解説<sup>23</sup>

1. 「現在のインドネシアのイスラム共同体は、思想戦争 (Ghazwul Fkr) と呼ばれる“非物理的戦争”に直面させられている。この思想戦争は教義、信仰、そして共同体の信仰生活に幅広く影響する。宗教的世俗主義と自由主義という西洋から来た二つの思想が近年インドネシアの特定のグループの間で発展してきた。その二つの思想潮流はすでにイスラム教義の節々 (sendi-sendi) から逸脱してしまっており、イスラム教義に対する社会の信仰と理解を破壊している。

2. 宗教的世俗主義と自由主義はイスラム教義を歪め、イスラム教徒たちの間に、信仰とイスラム法に対する疑いを生み出している。例えば宗教的相対主義について、神の法 (シャリーア) が存在することの否定や否認、そして理性によって考えだされた法律のみで置き換えることなどである。この原則なしの自由な宗教解釈は、倫理と宗教、そしてその他の影響に関連して Ibahiyah (全ての行為をハラールとする) の理解を生み出している。この現実に基づき、MUIはインドネシアにおける世俗的で自由な思想の発展に対して明確な態度をとることが必要であるとみなした。

3. 宗教的世俗主義と自由主義が発展すると並行して宗教的多元主義の考え方が発展してきた。宗教的多元主義は、もはや宗教的多元性が存在するという意味ではなく、すべての宗教を同じとみなす。こうした宗教的相対主義は明らかに信仰心情を浅くする可能性がある。1970年代に、ムクティ・アリ教授博士によって主導されたインドネシアにおける宗教間の対話の結果、異なることに同意し、それぞれの宗教が正当性を主張することへの理解をもつという宗教的多元主義は、すでにシンクレティズム (宗教教義の混交主義) 的な理解へと歪められてしまった。そして、すべての宗教が正しく良いもので、洋服を着ること、そしてあれこれ着替えても良いものであるかのように宗教生活が捉えられる (dinisbahkan=関連づけられる) ことになってしまった。

こうした宗教的多元主義の思想は、イスラム学者らや宗教指導者らの注意をあまり引くことなく、イスラム教徒たちの間に積極的に広められ、社会の人々にそれを勧める者が意図するように理解されてしまった。この思想はイスラム共同体の教育施設の中心にまで入り込んできている。それこそが、MUI第7回全国大会が、宗教的多元主義、自由主義、世俗主義について、イスラム共同体がそのような思想に従うことがないよう指導するためにファトワを出してほしいというさまざまな地方のイスラム学者らからのMUIに対する提案に答える必要があると感じた理由である。

4. (…中略…) 上述のファトワにおける定義は、経験的なもので、学術的定義ではない。

このファトワーにおける宗教的多元主義、自由主義、世俗主義は、上に説明したような社会で理解され息づいている思想である。そのためMUI第7回全国大会の参加者であるイスラム学者らによってまとめられた定義は、捏造したのではなく、これまで宗教的多元主義、自由主義、世俗主義を推奨する者たちによって広められてきたことに対応するためである。

さらに宗教的多元主義、自由主義、世俗主義を推奨する者たちはすでに度を越してしまった。多くのクルアーンの章句(アッラーによってその真正性が保証されているイスラム共同体の聖典)がもはや有効ではないとして、例えば異教徒間、ここにおいてはムスリム女性と非ムスリム男性の間の婚姻の禁止がもはや有効でないとしている(2002年11月18日コンパス紙)。彼らはまたクルアーンというのはアッラーの言葉ではなく、他のテキストと同様にただのテキストである、それどころか神学的な空想(al-Idtayat al-dini)であるという。例えばリベラル派イスラムの活動家によって彼らのウェブサイトに掲載されているように、「イスラム教徒たちの大部分が、クルアーンは最初のページから最後まで一言一句がすべて、その単語もその意味も預言者ムハンマドに下されたアッラーの言葉であると信じている。そうした信条は、本当はどちらかといえば、イスラム学者らによって作られた神学的な定理であり夢想である。」(JILのウェブサイト)彼らが述べている「奇妙な」発言はまだたくさんある。

MUIのファトワーは、宗教的多元主義が宗教的多元性とは異なることを強調している。これは、宗教的多元性は宗教が複数あるということの意味するからである。インドネシアに宗教が多いことは一つの現実であり、インドネシアのイスラム教徒も含めてすべての国民がそれを一つの必然性として受け入れ、それに対して寛容な姿勢をもち、平和的に隣り合わせて生活しなければならない。宗教的多元性は歴史の法則であり、私たちの日常生活においてその存在は避けることができないものである。

5. 宗教的多元主義に関するMUIのこのファトワーは、ある宗教が相対的であって絶対的ではないという宗教的相対主義の思想が発展していることを否認することを意図している。

このファトワーは、まさにそれぞれの宗教がその宗教の真正性を主張することができるけれども、互いに尊重し合い、信者たちの間の調和のとれた関係を実現することに責任をもつことを強調するものである。」

以上の内容から、現代インドネシア・イスラム社会において、保守派イスラム学者らがどのような危機感をもってリベラル派イスラム思想を捉えているのかが明らかである。とりわけ異宗婚に関しては、MUIが1980年にそれをハラムとするファトワーを出した当時の危機意識とはまた異なる次元において警戒しているのである。保守派イスラム学者らのリベラル派イスラム思想に対する警戒感は、とりわけ以下の部分に表されている。

「さらに宗教的多元主義、自由主義、世俗主義を勧める者たちはすでに度を越してしまった。多くのクルアーンの章句（アッラーによってその真正性が保証されているイスラム共同体の聖典）がもはや有効ではないとして、例えば異教徒間、ここにおいてはイスラム教徒の女性と非イスラム教徒の男性の間の婚姻の禁止がもはや有効でないとしている（2002年11月18日コンパス紙）。彼らはまたクルアーンというのはアッラーの言葉ではなく、他のテキストと同様にただのテキストである、それどころか神学的な空想（al-Idtayat al-dini）であるという。例えばリベラル派イスラムの活動家によって彼らのウェブサイト に述べられているように、「イスラム教徒たちの大部分が、クルアーンは最初のページから最後まで一言一句がすべて、その単語もその意味も預言者ムハンマドに下されたアッラーの言葉であると信じている。そうした信条は、本当はどちらかといえば、イスラム学者らによって作られた神学的な定理であり夢想である。」

つまり、この言説から読み取れるのは、2005年MUIがリベラル派の思想をハラムとするファトワーを出したのは、リベラル派の思想が、クルアーンの章句がアッラーの言葉というよりは、「神学的な定理であり夢想である」と考えていることから、彼らの思想を「度を越し」た危険なものであると捉えたことが最大の理由であるということだ。リベラル派イスラム学者らは、異宗婚についても基本的人権やジェンダー平等の視点から現代インドネシア・イスラム社会に適応したイスラム法学のあり方を考えており、イスラム法学において伝統的に許されてきたムスリム男性と非ムスリム女性との婚姻を許すべきとするだけでなく、イスラム法学の伝統の枠を超え、ムスリム女性と非ムスリム男性の婚姻までも認めるべきだと主張している。こうしたリベラル派による異宗婚に関する考え方について、保守派イスラム学者らは強い危機感を抱いているのである。

ウリルは、異宗婚は基本的人権であり、国は異宗婚を行おうとする者に対してその権利を認めるべきであると主張しているが、保守派は、こうしたウリルの考え方を必要以上に危険視しているようにも思われる。なぜなら異宗婚を許せば、「そのうち、女性同士、男性同士、人間と動物の結婚まで許すようになってしまう」といった懸念まで大真面目に表明しているからだ。保守派イスラム学者らの中には、リベラル派イスラム学者らの考えを、イスラム社会を破壊す

る誤った危険な思想であると決め付け、「彼ら(リベラル派イスラム学者ら)のクラーンについての根拠は強いものでなく、イスラム法を否定して新しい宗教を作り上げようとする試みだ」と主張する者もいる<sup>24</sup>。保守派イスラム学者らによるリベラル派に対するこうした過剰ともいえる警戒感、そしてクラーンの章句の神聖性に関するパラダイムの相違が異宗婚に関する問題の解決を難しくしている。

### 3 異宗婚を許すべきとするリベラル派イスラム思想とそれを取り巻く状況

#### (1) リベラル派イスラム思想とは

リベラル派イスラム勢力とは、宗教的民族的に多元的なインドネシアに相応しい現実的なイスラムのあり方を志向する勢力で、インドネシア国内各地で1960年代初頭まで続いたイスラム国家樹立運動の挫折を目の当たりにした若い世代によって生み出されてきた潮流である<sup>25</sup>。リベラル派イスラムは、イスラム国家の樹立はユートピアであり、非現実的であるとする世俗主義的立場をとる潮流であるが、「リベラル派」という名称は自称ではない。1990年代までそうした思想潮流は「ネオ・モダニズム (Neo-Modernisme)」の潮流<sup>26</sup>と呼ばれていたが、2001年にリチャード・クルズマンが出版した『Liberal Islam (リベラル派イスラム)』<sup>27</sup>のインドネシア語版『Islam Liberal (リベラル派イスラム)』が出版されて以降、リベラル派という名称がインドネシア社会に普及した。スハルト政権下から歴代の宗教大臣には、こうしたリベラル派の思想をもつ者が多い。またヌルホリス・マジド(パラマディナ設立者)、グス・ドゥル(NU元会長、元大統領)、シャフィイ・マアリフ(ムハマディヤ元会長)、アミン・アブドゥッラー(ジョクジャカルタの国立イスラム大学元学長)やアジュマルディ・アズラ(ジャカルタの国立イスラム大学元学長)など、インドネシアを代表する多くのイスラム学者がリベラル派に分類されている。

そしてリベラル派イスラム思想は、少なくとも2000年代初めまでは、NU内部でも好意的に受け止められていた。2000年にLakpesdam PBNU（NUの下部組織「人的資源研究開発機関」）から発行された『Tashwirul Afkar』誌第9号のタイトルは「NUにおけるイスラムのリベラル主義を辿る（Menelusuri Liberalisme Islam di NU）」であり、表紙には「NUにおけるリベラル主義の足跡」「リベラル主義の意味を拡張する（Geliat Makna Liberalisme）」「保守主義；NUにおけるリベラル派イスラムに立ちはだかるもの（Konservatisme; Tantangan Islam Liberal di NU）」といったサブタイトルが並んでいる。これらは2000年の時点では、1980年代半ば以降NUの会長としてリベラル派思想をNU内部に浸透させてきたグス・ドゥルが大統領になった直後であり、リベラル派のイスラム思想がNU幹部らの主流となっていたことを示している。既述の『イスラム法集成』の編纂にあたってはNUのイスラム学者らが中心となって保守的なイスラム法学書の内容を取りまとめたことも事実であるが、宗教テキストを文脈的に解釈する方法論を身につけている伝統派NUの中から、字義的に解釈する傾向が強い近代派ムハマディヤーよりも多くのリベラル派の思想家が多く生まれていることもまた事実である。ムハマディヤーは社会的分野に関しては合理的判断を行うが、宗教テキストの文脈的解釈という伝統には馴染みがなく、宗教テキストに対して革新的な教義解釈を行うための方法論をもっていないことがその背景として指摘される。

## (2) ウリルが設立したJILと2004年以降のリベラル派イスラム勢力

1998年の政変以降、民主化が急速に進む中、リベラル派のグス・ドゥルが大統領に就任し、社会においても民主的でリベラルな思想が歓迎される時代的な機運があり、2001年ウリル・アブサル・アブダッラはリベラル派イスラム・ネットワーク（JIL）を設立した。当時は、リベラルという用語はごく普通の用語として社会で使用されており、後にこのようにダークでネガティブな意味を持つ言葉になるとは想定していなかったと、2015年のインタビューでウリル

は述懐している<sup>28</sup>。

2002年11月18日に、ウリルは日刊紙『コンパス』に「イスラム理解を再び清新にする (Menyegarkan Kembali Pemahaman Islam)」というタイトルの論考<sup>29</sup>を投稿したが、この論考は、当時保守派から強い非難を浴び、強硬派からは死刑のファトワーが出されたほどであった。しかし、こうした保守派からの強い反応はウリルにとって想定外であったようである。ウリルはこの事件から10年以上経った2015年のインタビューにおいて、コンパス紙に同論考を投稿した際、あれ程大きな反響が社会からあるとは当初思っていなかったと語っている。そしてもし時間を引き戻せるのであれば、あのようには書かなかっただろうと言いながらも、「神はすべての者にその者の性格に合ったことをするための便宜を与えられると考えれば、自分には車でいえばアクセルを踏む責務があるのだと思っていて、そうすることが神の定め (takdir) なのだと思う。だから自分はその神の定めを受け入れている」という内容のことを語っている。そしてイスラムの伝統的遺産に造詣が深く、その伝統の中からリベラルな解釈のインスピレーションを得たとするウリルは、どこまでインドネシア社会が前進できるのか、これからもアクセルを踏む役目を精一杯果たしたいとインタビューで述べている。「車にはアクセルとブレーキが必要で、ブレーキばかりではいつまでたっても前進できない。信者たちに安心感を与えるアスピリン的な布教者はたくさんいるが、もしアスピリン的な布教者ばかりならイスラム共同体は寝てしまって、起こす者がいなくなる。信者たちを眠りから起こして、平安を掻き乱し不安にさせ、考えさせ、前に進ませることが自分の役目だと思っている。これからもどこまでイスラム教徒が進むことができるか、可能な限りアクセルを踏むこと、パンチ (jotosan2) を与えることが自分の役目だと思っている。ブレーキをかけるのはMUIや、NU、ムハマディヤーに任せておけばいいと考えている。」と語っている。

ちなみにリベラル派が社会一般から明らかに危険視されるようになったのは、2004年にリベラル派イスラム学者らによって革新的な内容の婚姻法案

(CLD—KHI) が公開されて以降のことである。2004年12月に開催されたNUの大会においては、組織幹部からリベラル派が一掃された。またそれから間もなくして、既述のように2005年にMUIから宗教的世俗主義、多元主義、自由主義をハラムとするファトワーが出された。そしてそれを機に、リベラル派イスラム思想には危険思想というレッテルが貼られ、リベラル派イスラム学者らに対するバッシングが激しくなり、その後リベラル派を危険視する内容の雑誌や著書なども複数出版された。『インドネシア・リベラル派イスラム50の著名人 宗教的世俗主義、多元主義、自由主義の思想の担ぎ手』、『NU内部のリベラル派著名人の仮面を剥ぐ (Membuka Kedok Tokoh-Tokoh Liberal dalam Tubuh NU)』、『リベラル派イスラム・ネットワークに取り憑かれたときのセラピー (Terapi Kerasukan JIL)』などである。

### (3) MUIによるリベラル派イスラム思想の捉え方

MUIは、2005年に宗教的世俗主義、多元主義、自由主義をハラムとするファトワーを下した際に、「思想戦争 (Ghazwul Fkr)」という言葉を使用している。ここでMUIに代表される保守派がリベラル派イスラム思想とその活動をどのように捉えているのかを、先に紹介した同ファトワーに付記された解説部分から見ておきたい。

保守派は、現代インドネシアの状況について、「思想戦争 (Ghazwul Fkr)」と呼ばれる「非物理的戦争」に直面させられていると認識している。そしてこの思想戦争が起きている背景について、「宗教の世俗主義と自由主義という西洋から来た二つの思想が近年インドネシアの特定のグループの間で発展してきた」ことを指摘し、「その二つの思想潮流はすでにイスラム教義の節々 (sendi-sendi) から逸脱してしまっており、イスラム教義に対する社会の信仰と理解を破壊している」と述べている。

また宗教的多元主義は、「すべての宗教を同じとみなす」もので、「1970年代に、ムクティ・アリ教授 (元宗教大臣) によって主導されたインドネシアにお

ける宗教間対話の結果、異なることに同意し、それぞれの宗教が正当性を主張することへの理解をもつという宗教的多元主義は、すでにシンクレティズム(宗教教義の混交主義)的な理解へと歪められてしまった」と述べている。

そしてMUIがこのファトワーを出した経緯について、「宗教的多元主義、自由主義、世俗主義について、イスラム共同体がそのような思想に従うことがないよう指導するためにファトワーを出してほしいというさまざまな地方のイスラム学者らからのMUIに対する提案に答える必要があると感じた」からだと言われられており、このことは、MUIがかつてのように政府の政策に必要とされるファトワーを出すような機関ではなく、地方からの保守的な要請を受けてファトワーを出す機関へとその性格と役割を変化させていることを示している。

おわりに リベラル派イスラム勢力が婚姻法改革をめぐる対立構造にもたらした変化

以上、本稿では、まず現代インドネシアにおいてかつては認められていた異宗婚が1980年代後半以降、原則的に不可能となったことについて、その経緯と背景を考察した。そして2000年代以降、リベラル派イスラム学者らの間から異宗婚は許されるべきであるとする議論が出てきていることに注目し、リベラル派イスラム勢力を同国のイスラム思想潮流の中に位置づけるとともに、保守派イスラム勢力との関係性において、リベラル派イスラム勢力が現在どのような状況にあるのかを明らかにした。

インドネシアにおいて、1974年婚姻法が制定される以前には、異宗婚は認められていたが、1974年婚姻法によって婚姻が宗教に基づくと定められ、その後、1980年代にMUIや宗教団体によって異宗婚をハラムとするファトワーが出されたことで異宗婚は困難なものとなっていった。

しかし、やがて改革の時代に入り、これまで婚姻法改革の動きが幾度かあった。2004年には異宗婚を許可する内容も含む『イスラム法集成一対抗法案』が

リベラル派イスラム学者らによって策定され公開された。しかしながら、同対抗法案の内容は全体的にあまりにも革新的すぎたため、保守派勢力から危険視され、同対抗法案についての議論そのものが禁止されてしまった。そして翌2005年には、リベラル思想をハラムとするファトワーまで出され、リベラル派は同国を代表する二大イスラム大衆団体の幹部から排除された。リベラル派イスラム学者らは、現行の婚姻法は、異宗婚の扱いも含め、現在の人権意識やジェンダー平等に対する意識に照らし合わせて、すでに時代に合っていないものだと考え改革の必要性を主張している。

しかしながら、異宗婚についての教義解釈をめぐることは、本稿で明らかにしたように保守派イスラム勢力とリベラル派イスラム勢力の間に、クルアーンの神聖性についての考え方にパラダイムの違いが存在し、両者の主張と見解は現在も平行線をたどっている。異宗婚をハラムとする1980年のMUIのファトワーは、9.30事件後にキリスト教団体によって積極的に布教活動が展開され、「アバンガン」と呼ばれる人々のキリスト教化が進んでいく中、異宗婚がキリスト教化につながるとするイスラム指導者らの強い危機意識を背景に出されたものがあった。保守派イスラム学者らは現在に至るまでそうした危機意識もっているが、それに加えて、リベラル派イスラム学者らの議論が、クルアーンの神聖性まで疑問視し、基本的人権やジェンダー平等という新しいパラダイムの中で異宗婚の問題を議論していることにさらに強い危機感を抱いている。

リベラル派イスラム学者、とりわけ伝統派の教育的背景をもつリベラル派イスラム学者らは、方法論については伝統派イスラム法学のそれを踏襲しているものの、彼らが導き出す結論や方向性は伝統派のそれとは大きく異なり、どちらかと言えば世俗派が主張しているところと重なるところが多い。

その結果として、婚姻法改革をめぐる対立の構図には、2000年代以降、図1のような変化が起きていることが指摘できる。

すなわち、独立後、民族や宗教の違いを超えて国民に統一した婚姻法を制定するための議論が行われた時代から1974年婚姻法の制定まで、そしてその

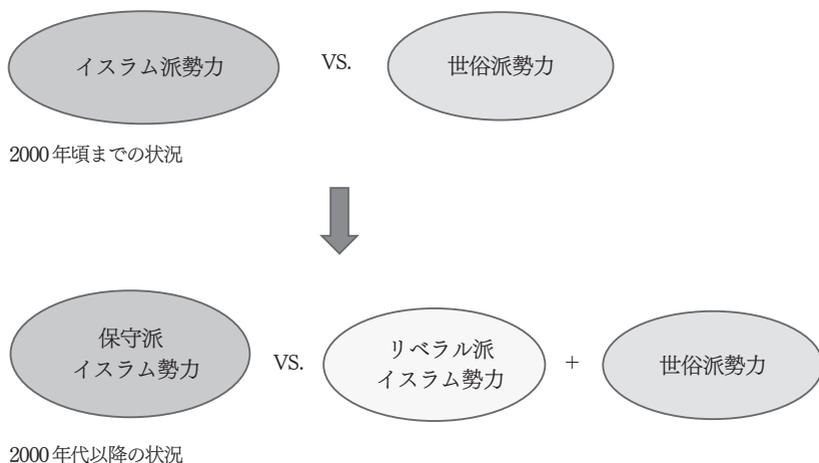


図1 インドネシアにおける婚姻法改革をめぐる勢力図の変化 筆者作成

後2000年頃までは、イスラム派勢力と世俗派勢力が対立する構図が見られた。しかし、2000年代以降は、女性や性的マイノリティー、宗教的マイノリティーの諸権利について西欧的な人権意識や価値観を共有するリベラル派イスラム勢力による啓蒙活動やアドボカシー活動が見られるようになり、リベラル派イスラム勢力と世俗派が共闘して保守派イスラム勢力と対峙する構図へと変化している。

ちなみにリベラル派イスラム学者らは、ジェンダー平等の視点からイスラム教義の再解釈を行うことで、女性、LGBT（性的マイノリティー）、宗教的マイノリティー（シーア派信者、アフマディヤー信者、キリスト教徒など）の諸権利を擁護する活動に積極的にかかわっていることから、保守派イスラム学者らからの風当たりが強い。もっとも2004年まではリベラル派イスラム勢力には追い風が吹いていた。その頃まではLGBTを擁護するリベラル派の活動についてもマスメディアは好意的であった。しかし、2004年の革新的過ぎる内容の『イスラム法集成—対抗法案』が公開されて以降、一般社会においてマイナス・イメージがもたれるようになった。

またリベラル派イスラムの活動家らは、西欧の財団などから資金を得て活動することが少なくないため、保守派イスラム勢力から「西欧の手先」というレッテルを貼られてしまっていて久しい。そして植民地時代から現代に至るまで、イスラム諸国・地域が西欧諸国の干渉によって不安定にさせられている情勢を目の当たりにし、保守派イスラム勢力が西欧に対して抱く猜疑心をリベラル派イスラム勢力に向けるという構図もあり、そのこともまた現代インドネシアにおける婚姻法改革を困難にしている。異宗婚をめぐる保守派イスラム勢力とリベラル派イスラム勢力の間の意見対立も、こうした保守派イスラム勢力が西欧に対して抱いている不信感と無関係ではないということを最後に指摘しておきたい。

#### 【注】

- 1 以下の文献を参照。柳橋『イスラーム家族法—婚姻・親子・親族』創文社，2001，135-138。ただし、異宗婚に関するこのイスラム法の規定については「その根拠はいささか薄弱である」と柳橋が指摘しているように、さまざまな議論がある。
- 2 シンガポールにおける宗教間の結婚に関する法制度については、以下を参照。市岡卓「第3章 多民族社会シンガポールにおけるムスリムの宗教間結婚」『イスラーム・ジェンダー・スタディーズ 結婚と離婚』長沢栄治監修，森田豊子／小野仁美編，明石書店，2019，62-78。
- 3 1973年の婚姻法審議プロセスについては以下の資料を参照。Proses Pembicaraan Rancangan Undang-Undang tentang Perkawinan, Undang-Undang Nomor 1 Tahun 1974, Dewan Perwakilan Rakyat Republik Indonesia.（「1974年第1号法、婚姻についての法案審議の過程」；1973年9月-12月 婚姻法制定に関する国会議事録）
- 4 「異宗婚」に関する1980年6月1日付けのインドネシア・ウラマー評議会（MUI）のファトワーの内容は以下の通りである。
  1. ムスリム女性と非ムスリム男性の婚姻は法的にハラムである。
  2. ムスリム男性は、ムスリムでない女性と結婚することはハラムとされる。ムスリム男性と啓典の民との婚姻には、意見の相違がある。利得よりも損益の方が大きいことを考慮した後、インドネシア・ウラマー評議会はその婚姻は法的にハラムであるとファトワーを下した。
- 5 当時の状況に関しては、以下の文献を参照。Suhadi, 2006, *Kawin Lintas Agama - Perspektif Kritik Nalar Islam*（『異宗婚—イスラム理性による批判的視点』），LkiS, Yogyakarta.
- 6 以下の書籍に、当時リベラル派イスラム学者として著名で、パラマディナ財団／大学を

率いていた(故)ヌルホリス・マジッドを中心としたリベラル派イスラム学者らの思想がまとめられている。

Mun'im A. Sirry(ed.), 2003, *Fiqih lintas agama : membangun masyarakat inklusif-pluralis* (『宗教横断的イスラム法学：包含的一多元主義的社会を構築する』), tim penulis Paramadina, Zainun Kamal, Nurcholish Madjid, Masdar F.Mas'udi, Komaruddin Hidayat, Budhy Munawar-Rachman, Kautsar Azhari Noer, Zuhairi Misrawi, Ahmad Gaus AF, Yayasan Wakaf Paramadhina bekerjasama dengan The Asia Foundation.

7 以下の文献に保守派イスラム学者らによる反論がまとめられている。

Agus Hasan Bashori, 2004, *Koreksi Total Buku Fikih Lintas Agama-Membongkar Kepalsuan Paham Inklusif-Pluralis*, Pustaka Al-Kautsar.

(『宗教横断的の法学という書籍の全面的修正—包含的一多元主義的思想のインチキを暴露する』)

8 以下のサイトを参照。

<https://catatanasrir.wordpress.com/2012/08/06/buku-fiqih-lintas-agama-menyesatkan/>

(『宗教横断的の法学は道を誤らせる』)

9 『イスラム法集成—対抗法案(CLD—KHI)』の注目すべき革新的内容は、およそ以下の通りである。(1) 婚資は夫と妻の両方が相手に払う、(2) 結婚可能年齢は男女ともに19歳とする、(3) 結婚はイバダート(神への崇拜行為ではない)、(4) 花嫁の後見人は必須ではない、(5) 女性も結婚の証人になることができる、(6) 21歳の初婚女性は後見人の許可なく結婚できる、(7) 夫と妻の権利と義務は同じである、(8) 結婚期間について取り決める、(9) 異宗婚は結婚の目的を達成するためであれば許可される、(10) 一夫多妻は例外なく許可されない、(11) 夫にも妻と同じ待婚期間を設ける、(12) “nusyuz (従順でない)”は妻にも夫にも適用される、(13) 娘と息子の相続割合は同じとする。

以下の文献を参照。Marzuki Wahid, 2008, Counter Legal Draft Kompilasi Hukum Islam (CLD-KHI) from the Perspective of Politics of Law in Indonesia. (Paper presented at The 4<sup>th</sup> Annual Islamic Studies Postgraduate Conference, The University of Melbourne, 17-18 November 2008.)

10 ここでは、FATWA MAJELIS ULAMA INDONESIA Nomor: 7/MUNAS VII/MUI/11/2005 Tentang PLURALISME, LIBERALISME DAN SEKULARISME AGAMA (『宗教的多元主義、自由主義、世俗主義に関する2005年第7号インドネシア・ウラマー評議会ファトワー』)から、一般規定と法的規定の部分のみ日本語に訳出している。

Majelis Ulama Indonesia, 2011, *Himpunan Fatwa MUI Sejak 1975* (『1975年からのインドネシア／ウラマー評議会のファトワー集』), Sekretariat Majelis Ulama Indonesia, Penerbit Erlangga, Jakarta.

11 インドネシアにおけるリベラル派イスラム思想をとりまく状況の変化については、以下の拙論を参照されたい。大形里美, 2007, 「インドネシア・ムスリム社会における宗教的寛容性—「リベラル派イスラム」とその周辺(1)」『九州国際大学国際関係学論集2(2)』,

- 1-50. 大形里美, 2008, 「インドネシア・ムスリム社会における宗教的寛容性—「リベラル派イスラム」とその周辺(2)」『九州国際大学国際関係学論集3(1・2)』, 1-39.
- 12 以下を参照。*Rancangan Undang-Undang Hukum Materil Peradilan Agama Bidang Perkawinan*, 2008.  
(「婚姻分野における宗教裁判法案」) [http://hukum.unsrat.ac.id/uu/uu\\_1\\_74.htm](http://hukum.unsrat.ac.id/uu/uu_1_74.htm)
- 13 1974年婚姻法により、婚姻は宗教に基づいて行われることで合法となり、その後、行政機関に届け出をすることが定められている。しかし、妻の合意のないところで違法に行われる一夫多妻婚に関しては、宗教的な手続きのみを行い、親族にも秘密にして、行政機関への届け出が行われないため、秘密婚(ニカ・シリ)と呼ばれている。秘密婚においては、子どもが生まれた場合、出生届を出すこともできず、教育、保険、その他の行政サービスを受けることが困難となる。また離婚する際に養育費がもらえない、夫が死亡した際に妻や子どもの相続権が認められないなど、深刻な社会問題となっている。
- 14 以下のサイトを参照。  
<http://www.panjimas.com/>  
“Gugatan Nikah Beda Agama Punya Tujuan Lain Untuk Cabut Fatwa Haram MUI Soal SEPILIS (「異宗婚についての訴訟は世俗主義、多元主義、自由主義をハラムとするMUIのファトワーを撤廃するためという別の目的をもっている」), ” 15 Sep 2014.
- 15 ここでの議論については、以下の文献に依拠しつつ、そこで参照されている文献やその他の情報を必要に応じて確認し、明記している。  
Suhadi, 2006, *Kawin Lintas Agama - Perspektif Kritik Nalar Islam*, LkiS (『異宗婚—イスラムの理性による批判的視点』), Yogyakarta.
- 16 同ファトワーに関しては、以下を参照。  
Atho Mudzhar, *Fatwa-Fatwa Majelis Ulama Indonesia: Sebuah Studi tentang Pemikiran Hukum Islam di Indonesia 1975-1988* (『インドネシア・ウラマー評議会のファトワー：1975-1988年のインドネシアにおけるイスラム法思想に関する研究』), edisi dwi bahasa, (Jakarta: INIS, 1993), 103.
- 17 宗教省のイスラム教育に関する以下のサイトを参照。  
<http://www.pendis.kemenag.go.id/index.php?a=artikel&id2=sejarahpendis>  
“Sejarah Pendidikan Islam dan Organisasi Ditjen Pendidikan Islam (「イスラム教育の歴史とイスラム教育総局組織」)”
- 18 以下のサイトを参照。  
<https://ahmadsamantho.wordpress.com/2016/06/23/agama-agama-asli-nusantara-yang-dipinggirkan/>  
Ahmad Yanuana Samantho “Agama-agama Asli Nusantara Yang Dipinggirkan (「周辺化されたインドネシア群島の土着宗教」), ” 2016年6月23日。  
ちなみに儒教については、1961年には公認宗教の一つであったが、1978年に公認宗教から外され、2000年に再び公認宗教になった。インドネシアの公認宗教は、2000年にそれまで

の5つから6つになり、2017年からは「信仰者」が新たに追加され、現在7つとなっている。

- 19 アバンガンに関しては、クリフォード・ギアーツの以下の著書が有名である。

Clifford Geertz, 1976, *The Religion of Java*, University of Chicago Press.

同書において、アメリカの文化人類学者クリフォード・ギアーツは、ジャワ人の宗教のあり方を三つに分類し、ジャワ貴族を「プリアイ」、敬虔なイスラム教徒を「サントリ」、名目的なイスラム教徒を「アバンガン」と呼んだ。ちなみに、この分類法については、「プリアイ」が社会階層であるのに対し、「サントリ」と「アバンガン」は宗教的な分類であることから妥当ではないとする批判が出されて久しい。

- 20 <http://www.panjimas.com/>

“Bantahan Ustadz Fahmi Salim Pada Tokoh JIL Ulil Abshar Abdalla Soal Nikah Beda Agama (「異宗婚に関してのリベラル派イスラム・ネットワークの要人ウルル・アブサル・アブダッラに対するファフミ・サリム宗教教師による反論」), ” 12 Sep 2014.

“KH Athian Ali: Kita Sudah Pernah Keluarkan Fatwa Mati bagi Penghina Islam seperti Ulil Abshar Abdalla (「私たちはもうウルル・アブサル・アブダッラのようなイスラムを侮辱する者への死刑のファトワーをかつて出したことがある」), ” 13 Oct 2014.

“Gugatan Nikah Beda Agama Punya Tujuan Lain Untuk Cabut Fatwa Haram MUI Soal SEPILIS (「異宗婚についての訴訟は世俗主義、多元主義、自由主義をハラムとするMUIのファトワーを撤廃するためという別の目的をもっている」), ” 15 Sep 2014.

- 21 <http://www.panjimas.com/>

“Bantahan Ustadz Fahmi Salim Pada Tokoh JIL Ulil Abshar Abdalla Soal Nikah Beda Agama (「異宗婚に関してのリベラル派イスラム・ネットワークの要人ウルル・アブサル・アブダッラに対するファフミ・サリム宗教教師による反論」), ” 12 Sep 2014.

- 22 Buya Hamka (1908–1981, 西スマトラ生まれ。)は国家英雄の一人で、本名をProf. Dr.H.Abdul Malik Karim Amrullahという。彼は、20世紀を代表するインドネシアの著名な近代派イスラムのウラマー (イスラム学者)で、インドネシア・ウラマー評議会初代会長を務めた人物である。

- 23 Majelis Ulama Indonesia, 2011, *Himpunan Fatwa MUI Sejak 1975* (『1975年からのインドネシア／ウラマー評議会のファトワー集』), Sekretariat Majelis Ulama Indonesia, Penerbit Erlangga, Jakarta.

- 24 以下のサイトの記事を参照。

<http://www.panjimas.com/>

“Wawancara Lengkap Panjimas.com dengan Mantan Missionaris Soal Nikah Beda Agama (「異宗婚に関してのPanjimas.comと元宣教師との完全インタビュー」), ” 16 Sep 2014.

- 25 インドネシアのリベラル派イスラム思想については、以下の拙論を参照されたい。大形里美, 2007, 「インドネシア・ムスリム社会における宗教的寛容性—「リベラル派イスラム」とその周辺 (1)」『九州国際大学国際関係学論集 2 (2)』, 1-50. 大形里美, 2008, 「インドネ

シア・ムスリム社会における宗教的寛容性—「リベラル派イスラム」とその周辺(2)』『九州国際大学国際関係学論集3(1・2)』, 1-39.

26 インドネシアにおけるネオ・モダニズムの思想潮流については、Greg Bartonの以下の研究がある。

Greg Barton, “Neo-Modernism: A Vital Synthesis of Traditionalist and Modernist Islamic Thought in Indonesia,” in *Studia Islamika*, Vol 2, No 3 (1995), 1-71.

(<http://journal.uinjkt.ac.id/index.php/studia-islamika/article/view/827/704>)

1980年代—1990年代終わり頃まで、近代派の知識人の間にリベラルな考え方をもつ者が多く見られたために、「Neo-Modernisme（新近代主義）」という名称が用いられていたが、グス・ドゥルは、近代派ではなく、伝統派に属するため、自身について、「Neo-Tradisionalisme（新伝統主義）」という名称を使っていた。2000年代以降は、伝統派イスラム知識人にリベラル派が目立っている。

27 原著はCharles Kurzman, *Liberal Islam: A Sourcebook*, Oxford University Press, 1998である。

28 <https://www.youtube.com/watch?v=PYRDICWAmVE>

“Asal Usul Jaringan Islam Liberal - JIL | Ulil Abshar Abdalla (Eps.2) (「リベラル派イスラム・ネットワークの発端—JIL ウリル・アブサル・アブダラ（第二話）」)”

29 ウリルのこの論考については、以下の研究がある。青山亨「インドネシアにおけるリベラル派イスラームの新思潮：ウリル・アブシャル・アブダラのコンパス紙論説をめぐって」、『東南アジア学（東京外国語大学外国語学部）, 9巻』2004, 21-41.

## 【参考文献】

市岡卓 (2019). 「第3章 多民族社会シンガポールにおけるムスリムの宗教間結婚」『イスラーム・ジェンダー・スタディーズ 結婚と離婚』長沢栄治監修, 森田豊子・小野仁美編, 明石書店, 62-78.

大形里美 (2003). 「インドネシアにおけるイスラーム家族法とジェンダー」『九州国際大学国際商学論集』 14 (2), 1-34.

大形里美 (2007). 「インドネシア・ムスリム社会における宗教的寛容性：「リベラル派ムスリム」とその周辺 (I)」『九州国際大学国際関係学論集2』(2), 1-50.

大形里美 (2008). 「インドネシア・ムスリム社会における宗教的寛容性：「リベラル派ムスリム」とその周辺 (II)」『九州国際大学国際関係学論集3』(1/2), 1-39.

柳橋博之 (2001). 『イスラーム家族法—婚姻・親子・親族』創文社.

Agus Hasan Bashori (2004). *Koreksi Total Buku Fikih Lintas Agama-Membongkar Kepalsuan Paham Inklusif-Pluralis* (『宗教横断的法学の書籍の全面修正—包含的一多元主義的理解のインチキを暴露する』), Pustaka Al-Kautsar.

Atho Mudzhar (1993). *Fatwa-Fatwa Majelis Ulama Indonesia: Sebuah Studi tentang Pemikiran*

*Hukum Islam di Indonesia 1975-1988* (インドネシア・ウラマー評議会のファトワー：1975年から1988年までのインドネシアにおけるイスラム法思想についての一つの研究), edisi dwi bahasa, (Jakarta: INIS).

Charles Kurzman (1998). *Liberal Islam: A Sourcebook*, Oxford University Press.

Marzuki Wahid (2008). Counter Legal Draft Kompilasi Hukum Islam (CLD-KHI) from the Perspective of Politics of Law in Indonesia. (Paper presented at The 4<sup>th</sup> Annual Islamic Studies Postgraduate Conference, The University of Melbourne, 17-18 November 2008.)

Majelis Ulama Indonesia (2011). *Himpunan Fatwa MUI Sejak 1975* (『1975年からのインドネシア／ウラマー評議会のファトワー集』), Sekretariat Majelis Ulama Indonesia, Penerbit Erlangga, Jakarta.

Mun'im A. Sirry (ed.), tim penulis Paramadina, Zainun Kamal, Nurcholish Madjid, Masdar F.Mas'udi, Komaruddin Hidayat, Budhy Munawar-Rachman, Kautsar Azhari Noer, Zuhairi Misrawi, Ahmad Gaus AF (2003). *Fiqih lintas agama : membangun masyarakat inklusif-pluralis* (『宗教横断的法学：包含的－多元主義的社會を構築する』), Yayasan Wakaf Paramadina & The Asia Foundation.

Sadari (2018). Who Speaks for Islamic Family Law? Debates on Islamic Law Compilation (KHI) in Indonesia in *Journal of Islamic Studies and Culture June 2018*, 6 (1) 11-30.

Suhadi (2006). *Kawin Lintas Agama - Perspektif Kritik Nalar Islam*, LkiS (『異宗婚—イスラムの理性による批判的視点』), Yogyakarta.

#### <法律、法案、議事録など>

*Proses Pembicaraan Rancangan Undang-Undang tentang Perkawinan, Undang-Undang Nomor 1 Tahun 1974, Dewan Perwakilan Rakyat Republik Indonesia*. (『1974年第1号法、婚姻についての法案審議の過程』；1973年9月－12月 婚姻法制定に関する国会議事録)

*Rancangan Undang-Undang Hukum Materiil Peradilan Agama Bidang Perkawinan, 2008*.

(『婚姻分野における宗教裁判法案』)

[http://hukum.unsrat.ac.id/uu/uu\\_1\\_74.htm](http://hukum.unsrat.ac.id/uu/uu_1_74.htm)

#### <インターネットサイト>

Ulil Abshar Abdalla, “Menyegarkan Kembali Pemahaman Islam (イスラム理解を再び清新にする), ” Kompas, 18 November 2002.

<https://catatanasrir.wordpress.com/2012/08/06/buku-fiqih-lintas-agama-menyenangkan/> (2019年12月20日最終アクセス)

(『宗教横断的法学という書籍は道を誤らせる』)

<http://www.panjimas.com/> (2019年12月20日最終アクセス)

“Gugatan Nikah Beda Agama Punya Tujuan Lain Untuk Cabut Fatwa Haram MUI Soal SEPILIS (『異宗婚についての訴訟は世俗主義、多元主義、自由主義をハラムとするMUIの

ファトワーを撤廃するためという別の目的をもっている)], ” 15 Sep 2014.

“Bantahan Ustadz Fahmi Salim Pada Tokoh JIL Ulil Abshar Abdalla Soal Nikah Beda Agama (「異宗婚に関してのリベラル派イスラム・ネットワークの要人ウルル・アブサル・アブダッラに対するファフミ・サリム宗教教師による反論」), ” 12 Sep 2014.

“KH Athian Ali: Kita Sudah Pernah Keluarkan Fatwa Mati bagi Penghina Islam seperti Ulil Abshar Abdalla (「私たちはもうウルル・アブサル・アブダッラのようなイスラムを侮辱する者への死刑のファトワーをかつて出したことがある」), ” 13 Oct 2014.

“Wawancara Lengkap Panjimas.com dengan Mantan Missionaris Soal Nikah Beda Agama (「異宗婚に関してのPanjimas.comと元宣教師との完全インタビュー」), ” 16 Sep 2014.

<http://www.pendis.kemenag.go.id/index.php?a=artikel&id2=sejarahpendis> (2019年12月20日最終アクセス)

“Sejarah Pendidikan Islam dan Organisasi Dit.Jen Pendidikan Islam (「イスラム教育の歴史とイスラム教育総局組織」)”

<https://ahmadsamantho.wordpress.com/2016/06/23/agama-agama-asli-nusantara-yang-dipinggirkan/> (2019年12月20日最終アクセス)

Ahmad Yanuana Samantho “Agama-agama Asli Nusantara Yang Dipinggirkan (「周辺化されたインドネシア群島の土着宗教」), ” 2016年6月23日.

<https://www.youtube.com/watch?v=PYRDICWAmVE> (2019年12月20日最終アクセス)

“Asal Usul Jaringan Islam Liberal - JIL | Ulil Abshar Abdalla (Eps.2)

(「リベラル派イスラム・ネットワークの発端—JILウルル・アブサル・アブダッラ(第二話)」)”